

令和8年春季全国火災予防運動における 本県において重点的に取り組む必要のある事項

本県においては、消防庁長官通知(令和8年1月30日付け消防予第523号)の別添「令和8年春季全国火災予防運動実施要綱」に基づき火災予防運動を実施するとともに、本県の現状を踏まえ、重点的に取り組む必要のある事項を以下のとおり定めるものとする。

各消防本部等には、これらの事項に最大限取り組み、火災予防運動の推進に努めることを求めるものとする。

1 本県の現状

(1) 住宅火災関係

ア 住宅火災による死者数(令和7年の数値は速報値)

令和7年の本県の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)は24人で、令和6年と比べ2名増加しており、引き続き火災予防意識の向上の取組が必要である。

令和7年の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)24人のうち、65歳以上の高齢者は19人で、死者数に占める高齢者の割合が約79.2%と上昇しており、依然として高齢者が大きな割合を占めているため、高齢者を中心とした住宅防火対策の推進が引き続き重要な課題となっている。

今後、単身高齢世帯の増加が見込まれる中、住宅用火災警報器の設置促進及び適切な維持管理、初期消火体制の確保等を通じた死者発生防止対策の強化が求められる。

(参考) 県内の住宅火災による死者数(放火自殺者等を除く。)

令和7年	24人	うち65歳以上の高齢者19人	高齢者の占める割合79.2%
令和6年	22人	うち65歳以上の高齢者17人	高齢者の占める割合77.2%
令和5年	24人	うち65歳以上の高齢者17人	高齢者の占める割合70.8%

イ 住宅用火災警報器の設置促進

住宅用火災警報器については、法令により平成23年6月1日から県内の全ての住宅に設置が義務付けられた。令和7年6月1日時点の推計設置率は82.1%で、前年81.1%に比べると1ポイント上昇しているものの、未だ設置率は全国平均を下回っている状況にあり、更なる設置促進が課題となっている。

また、設置から10年以上経過した機器の増加が見込まれることから、未設置世帯への普及促進に加え、経年劣化を踏まえた点検・交換の必要性について、より一層の周知が必要である。

(参考) 住警器推計設置率 令和7年6月1日 82.1%(全国平均:84.9%)、全国順位:30位
令和6年6月1日 81.1%(全国平均:84.5%)、全国順位:31位
令和5年6月1日 79.8%(全国平均:84.3%)、全国順位:35位

出火件数 令和7年(1~12月) 628件(うち住宅火災:199件) ※R7は速報値
令和6年(1~12月) 627件(うち住宅火災:172件)
令和5年(1~12月) 703件(うち住宅火災:172件)

(2) 林野火災予防対策の推進

令和7年は34件(速報値)の林野火災が発生しており、4割が3~5月に発生している。この時季は、春を迎えての火入れやたき火、入山者の増加等が見込まれることから、林野火災予防対策を推進する必要がある。

また、岩手県大船渡市林野火災の教訓を踏まえた消防庁通知を受け、林野火災予防の実効性向上のため、林野火災注意報・警報の的確な発令や、火入れ許可制度の周知、広報啓発の強化などの取り組みを推進し、林野火災に対する防火意識の醸成を図っていく必要がある。

(参考) 近年の主な林野火災の発生状況(3~5月)

平成29年4月29日(浪江町・双葉町、焼損面積:75ha、出火原因:落雷)

平成29年5月8日(会津坂下町、焼損面積:10ha、

出火原因:建物火災からの延焼)

平成31年4月9日(郡山市、燃損面積:68ha、出火原因:放火の疑い)

2 本県において重点的に取り組む必要のある事項

(1) 各消防本部において効果的と考えられる実施項目

ア 住宅防火対策の推進

- 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の必要性及び方法等の具体的な広報並びに経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
- 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及促進
- 電気器具火災の危険性に係る注意喚起
- 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- 高齢者等要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

イ 林野火災予防対策の推進

- 林野周辺住民、入山者、観光客等に対する防火意識の高揚
- 火災警報発令時における火の使用制限の徹底
- 火入れに際しての手続き及び安全対策の徹底
- 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化
- 乾燥時及び強風時における林野火災発生危険性についての重点的な注意喚起

(2) 県の実施内容

- 関係団体及び各市町村への協力依頼や、ラジオ、新聞等の各種メディアを活用した広報を行うとともに、消防本部と連携し啓発活動を実施する。
- 林野火災注意報・警報制度の円滑な運用及び実効性向上に向けた情報共有や啓発活動を推進する。